

# サンプリング方法指定書

別紙 1

年 月 日に 事業場（所在地： ）で行う個人ばく露測定のためのサンプリングの方法を次に掲げるとおりに指定する。

作業場の名称	サンプリング対象の作業内容	サンプリング時間数	測定対象者（所属部署）	測定対象物の名称	使用する試料採取機器の型式及び取扱い上の注意	使用するポンプの型式及び流量等	機材の数 ポンプの台数 捕集器具の数	サンプリング後、回収されるまでの間の試料採取機器の保管方法	備考

測定が適切に行われているかを監視し、測定結果に影響を与えると考えられる出来事についてはその内容を記録すること。  
 粉じん測定等を行う場合は、サンプリング時間内での喫煙は測定に影響を与えることもあるので、測定対象者が喫煙中はポンプを停止する等の必要な対応を講じること。  
 ポンプ停止などの異常時等には、速やかに以下に連絡すること。  
 サンプリングを終了したときは、速やかに以下に連絡すること。

年 月 日

殿

デザイン及びサンプリング資格者： (所属： )  
 連絡先：  
 電子メールアドレス： @

# 【記載例】サンプリング方法指定書

令和 年 月 日に 事業場（所在地： 県 市 ）で行う個人ばく露測定のためのサンプリングの方法を次に掲げるとおりに指定する。

作業場の名称	サンプリング対象の作業内容	サンプリング時間数	測定対象者（所属部署）	測定対象物の名称	使用する試料採取機器の型式及び取扱い上の注意	使用するポンプの型式及び流量等	機材の数 ポンプの台数 捕集器具の数	サンプリング後、回収されるまでの間の試料採取機器の保管方法	備考
ショットブラスト作業場	ショットブラストによる研磨	8時間（昼休憩時間を除く。）	A氏、B氏（所属部署）	粉じん	GS-3 サイクロン サンプリングはできるだけ垂直を保つこと	エアースAMPLINGポンプ AirChek Connect 2.75 L/min	サイクロン：2セット ポンプ：2台 ホース：2本	サンプリングを垂直に保ち常温で保管する。	測定対象者が喫煙する場合は、喫煙中はポンプを停止すること。
洗浄作業場	トリクレンによる製品の超音波洗浄	8時間（昼休憩時間を除く。）	C氏、D氏（所属部署）	トリクロロエチレン	球状活性炭チューブ 258A サンプリングはできるだけ垂直を保つこと また、午前と午後とで別の活性炭チューブを使用すること	パーソナルミニポンプ PMP-001 型 100 mL/min	活性炭チューブ：6本 チューブカバー：3本 ポンプ：3台 ホース：3本 予備1セット	球状活性炭チューブの両端にキャップをして、冷暗所で保管する。	ホースが外れるなど異常が発生した場合は、サンプリング時間は短くなるが、再度準備して測定を実施すること。
メッキ作業場	製品の硬質クロムメッキ	8時間（昼休憩時間を除く。）	E氏、F氏（所属部署）	重クロム酸及びその塩	ミゼットインピンジャー 捕集液：精製水 5 mL 捕集液は、4~6 mLを保つように補充すること サンプリングはできるだけ垂直を保つこと	エアースAMPLINGポンプ GilAir PLUS 3.0 L/min	ミゼットインピンジャー：2セット ポンプ：2台 ホース：2本	ミゼットインピンジャーの試料採取口及び吸引ポンプ接続口にキャップをして、常温で保管する。	ポンプ側への捕集液吸込みが見られたら、サンプリングを中止して、欠損データとして取扱うこと。
組立作業場	製品への接着剤塗布	8時間（昼休憩時間を除く。）	G氏、H氏（所属部署）	アセトン、メチルエチルケトン	有機ガスモニター 3500+ サンプリング表面を被服等で隠さないこと	-	有機ガスモニター：3セット 予備1セット	サンプリングのキャップを開けて乾燥剤とともにアルミ袋に入れ、シーラー棒でアルミ袋を密閉し、冷暗所で保管する。	

測定が適切に行われているかを監視し、測定結果に影響を与えらるる出来事についてはその内容を記録すること。

粉じん測定等を行う場合は、サンプリング時間内での喫煙は測定に影響を与えることもあるので、測定対象者が喫煙中はポンプを停止する等の必要な対応を講じること。

ポンプ停止などの異常時等には、速やかに以下に連絡すること。

サンプリングを終了したときは、速やかに以下に連絡すること。

令和 年 月 日

株式会社 代表取締役社長 殿

デザイン及びサンプリング資格者：〇〇 〇〇 （所属： ）

連絡先：XXX-XXXX-XXXX

電子メールアドレス： @

# サンプリング実施結果報告書

別紙 2

年 月 日付けサンプリング方法指定書に基づき、 事業場（所在地： ）で行った個人ばく露測定の実施結果は次のとおり。

作業場の名称	サンプリング対象の作業内容	サンプリング時間	気温・湿度・気流	測定対象者（所属部署）	使用した試料採取機器の型式及び識別番号	使用したポンプの型式及び識別番号並びに流量等	サンプリング中の異常等	その他特記事項（作業状況等）

年 月 日

殿

サンプリング資格者： (所属： )  
連絡先：  
電子メールアドレス： @

# 【記載例】サンプリング実施結果報告書

令和 年 月 日付けサンプリング方法指定書に基づき、 事業場（所在地： 県 市 ）で行った個人ばく露測定のためのサンプリングの実施結果は次のとおり。

作業場の名称	サンプリング対象の作業内容	サンプリング時間	気温・湿度・気流	測定対象者（所属部署）	使用した試料採取機器の型式及び識別番号	使用したポンプの型式及び識別番号並びに流量等	サンプリング中の異常等	その他特記事項（作業状況等）
ショットブラスト作業場	ショットブラストによる研磨	9:00～10:00 10:10～12:00 13:00～15:00 15:10～18:00 作業に従事する全時間でサンプリングを実施	% ～ m/s	A氏 （所属部署）	GS-3 サイクロン （識別番号：No,1）	エアーサンプリングポンプ AirChek Connect （識別番号：No,1） 2.75 L/min	サンプリング中に、ポンプの停止やホースが外れるなどの異常は、特段確認されなかった。	・サンプリング中に喫煙の申し入れがあったため、喫煙中の20分間はポンプを停止した。 ・定常作業であった。
ショットブラスト作業場	ショットブラストによる研磨	8:00～12:00 13:00～17:00	% ～ m/s	B氏 （所属部署）	GS-3 サイクロン （識別番号：No,2）	エアーサンプリングポンプ AirChek Connect （識別番号：No,2） 2.75 L/min	サンプリング中に、ポンプの停止やホースが外れるなどの異常は、特段確認されなかった。	定常作業であった。

令和 年 月 日

殿

サンプリング資格者：〇〇 〇〇 （所属： ）  
連絡先：XXX-XXXX-XXXX  
電子メールアドレス： @

個人ばく露測定実施時の作業状況等の記録 ( 年 月 日 )

作業場の名称		ショットブラスト作業場	測定対象者 (所属部署)	A氏 (所属部署)
時刻	作業場所	作業内容		
8:00 ~ 9:00	ショットブラストNo.1	朝礼(8:00 ~ 8:10)		
9:00 ~ 10:00	ショットブラストNo.1	部品のショットブラストによる研磨及び部品を載せたパレットの運搬 休憩(10:00 ~ 10:10)		
10:00 ~ 11:00	ショットブラストNo.1	部品のショットブラストによる研磨及び部品を載せたパレットの運搬		
12:00 ~ 13:00	昼休み			
13:00 ~ 14:00	ショットブラストNo.2	部品のショットブラストによる研磨及び部品を載せたパレットの運搬		
14:00 ~ 15:00	ショットブラストNo.2	部品のショットブラストによる研磨及び部品を載せたパレットの運搬		
15:00 ~ 16:00	ショットブラストNo.2	部品のショットブラストによる研磨及び部品を載せたパレットの運搬 休憩(15:00 ~ 15:10)		
16:00 ~ 17:00	ショットブラストNo.2	部品のショットブラストによる研磨及び部品を載せたパレットの運搬		
17:00 ~ 18:00	ショットブラストNo.2	部品のショットブラストによる研磨及び部品を載せたパレットの運搬 終礼(17:50 ~ 18:00)		
<p>設備の稼働状況及び測定値に影響を及ぼしたと考えられる事項等の概要</p> <p>〔設備、排気装置の稼働状況〕            ショットブラスト装置: 4台稼働            局所排気装置: 全ての局所排気装置が作業中、常時稼働</p> <p>〔ドア、窓の開閉、気流の状況〕            出入口: 開            窓: 開            気流の状態: 隣接する作業場からショットブラスト作業場に、粉じんを含む気流の流入あり。</p> <p>〔その他特記事項〕            ショットブラスト装置および局所排気装置にトラブルはなく、作業は定常状態で行われた。            部品を載せたパレットは、パレットトラックにより人力で運搬。</p>				

別紙 4

機械器具その他の設備の内容について

<p>試料採取器<sup>1</sup></p>	<p>作業環境測定基準（昭和51年労働省告示第46号）第1条第1項第1号に規定する液体捕集方法で用いられるもの（附属品一式を含む。）  同項第2号に規定する固体捕集方法で用いられるもの（附属品一式を含む。）  同項第3号に規定する直接捕集方法で用いられるもの（附属品一式を含む。）  同項第5号に規定するろ過捕集方法で用いられるもの（附属品一式を含む。）</p>
<p>分粒装置<sup>1</sup></p>	<p>作業環境測定基準第2条第2項に規定する特性を有するもの</p>
<p>相対濃度測定器<sup>1、2</sup></p>	<p>作業環境測定法施行規則（昭和50年労働省令第20号）第2条第1項第2号に規定するもの</p>
<p>検知管式ガス測定器<sup>1、2</sup></p>	<p>作業環境測定法施行規則第2条第1項第1号に規定するもの（附属品を含む。）</p>

- 1 労働者の身体に装着することができるものに限る。
- 2 現時点では、これらの機器を労働者の身体に装着して測定を行うことは一般的でないため、当面の間、保有していなくても差し支えない。

別紙 5

「同等以上の知識経験を有する者」について

個人ばく露測定講習の区分	講師の条件関係
<p>1 デザイン等講習（登録省令第1条の2の44の19第1項第3号イ関係）</p>	<p>表各項の「同等以上の知識経験を有する者」は、次に掲げる者が該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 公益社団法人日本作業環境測定協会の認定オキュペイショナルハイジニスト又は国際オキュペイショナルハイジニスト協会（IOHA）の国別認証を受けている海外のオキュペイショナルハイジニスト若しくはインダストリアルハイジニストの資格を有する者</li> <li>2 公益社団法人日本作業環境測定協会の作業環境測定インストラクターに認定されている者</li> </ol>
<p>2 サンプルング講習（登録省令第1条の2の44の19第1項第3号ロ関係）</p>	<p>表各項の「同等以上の知識経験を有する者」は、次に掲げる者が該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 公益社団法人日本作業環境測定協会の認定オキュペイショナルハイジニスト又は国際オキュペイショナルハイジニスト協会（IOHA）の国別認証を受けている海外のオキュペイショナルハイジニスト若しくはインダストリアルハイジニストの資格を有する者</li> <li>2 公益社団法人日本作業環境測定協会の作業環境測定インストラクターに認定されている者</li> </ol>

## 実技試験の実施方法

個人ばく露測定講習の区分	実施方法
デザイン等講習	<p>各種試料採取機器<sup>1</sup>の中から、指示した測定対象物質に応じた試料採取機器<sup>1</sup>を選択させるとともにそれらの機器を実際に使用する状態に連結させる。</p> <p>各種簡易測定機器<sup>1</sup>の中から、指示した測定対象物質に応じた簡易測定機器<sup>1</sup>、<sup>2</sup>を選択させるとともに、その使用方法を聞く。</p>
サンプリング講習	<p>指定した試料採取機器<sup>1</sup>を実際に使用する状態に連結させる。</p> <p>指定した簡易測定機器<sup>1</sup>、<sup>2</sup>の使用法を聞く。</p>

- 1 労働者の身体に装着することができるものに限る。
- 2 現時点では、簡易測定機器を労働者の身体に装着して測定を行うことは一般的でないため、当面の間、実技試験の科目に含まなくても差し支えない。